愛媛県内の状況

【 R3.5.28 9時現在 】

<封じ込め・終了事例>

事 例	公表日	検査数	陰 性	陽 性	変異株陽 性	関係者 調査	PCR 検査	健康 観察
対処事例①: 735事例 ※193、252、262、335、 336、341、358、373、 501、529、595、654、 660、667、675、691:欠番		18,037	15,850	2,187		•	•	•
519事例目 【高齢者施設⑧·新居浜市】	4/13	91	70	21	+	•	•	•
松山市保健所:6事例 (706、736、753、 759、760、767事例目)		63	48	15		•	•	•
四国中央保健所:2事例 (758、780事例目)		10	8	2		•	•	•
今治保健所:1事例 (782事例目)		1	0	1		•	•	

<囲い込み事例>

対処事例②:27事例		1,488	1,364	124	•	•	0
761事例目 (今治保健所)	5/14	(<u>5)</u> 96	(5) 94	2	•	•	0
784事例目 (今治保健所)	5/19	(2) 49	(2) 44	5	•	•	0
松山市保健所:2事例 (773、793事例目)		30	24	6	•	•	0
宇和島保健所:1事例		5	4	1	•	•	0

<調査中事例>

対処事例③:7事例		40	29	11		0	0	0
337事例目 【繁華街·松山市】	3/21	1,097	894	203	+	0	0	0
563事例目 【医療機関⑤·新居浜市】	4/16	217	165	52	+	0	0	0
632事例目 【高齢者施設⑩·東温市】	4/23	(76) 538	(76) 494	44	+	0	0	0

愛媛県内の状況

【R3.5.28 9時現在】

<調査中事例:続き>

	<u>・ 中野的・ 机ごン</u> 事 例	公表日	検査数	陰 性	陽性	変異株陽 性	関係者 調査	PCR 検査	健康 観察
	789事例目 西条保健所)	5/21	(2) 27	(1) 23	(1) 4	+	0	0	0
	802事例目 今治保健所)	5/27	(40) 41	(39) 39	(1) 2		0	0	0
	792事例目 公山市保健所)	5/21	(4) 24	(4) 20	4	+	0	0	0
	796事例目 中予保健所)	5/25	(25) 75	(25) 65	10	+	0	0	0
	800事例目 公山市保健所)	5/27	(3) 59	(3) 58	1		0	0	0
	801事例目 公山市保健所)	5/27	(7) 8	(7)	1		0	0	0
(803事例目 中予保健所)	5/27	(3) 4	(3) 3	1		0	0	0
新 2	2事例 合計	5/28	(2) 2	0	(2) 2		0	0	0
上記	PCR検査		(850) (1,030) 33,629	(850) (1,030) 33,629			I	_	_
以外	抗原検査		(1,285) 29,307	(1,285) 29,307					
合 計		(1,019) (2,315) 84,938	(1,015) (2,315) 82,239	(4) 2,699		領研究所等 のけ医等の		2 件 2 件	
	検査医療機関での枝 ∃に1週間の合計を		前週 1日平均	290件					

【凡例】●:接触者特定済、検査完了、健康観察終了 ○:接触者特定中、検査中、 健康観察中

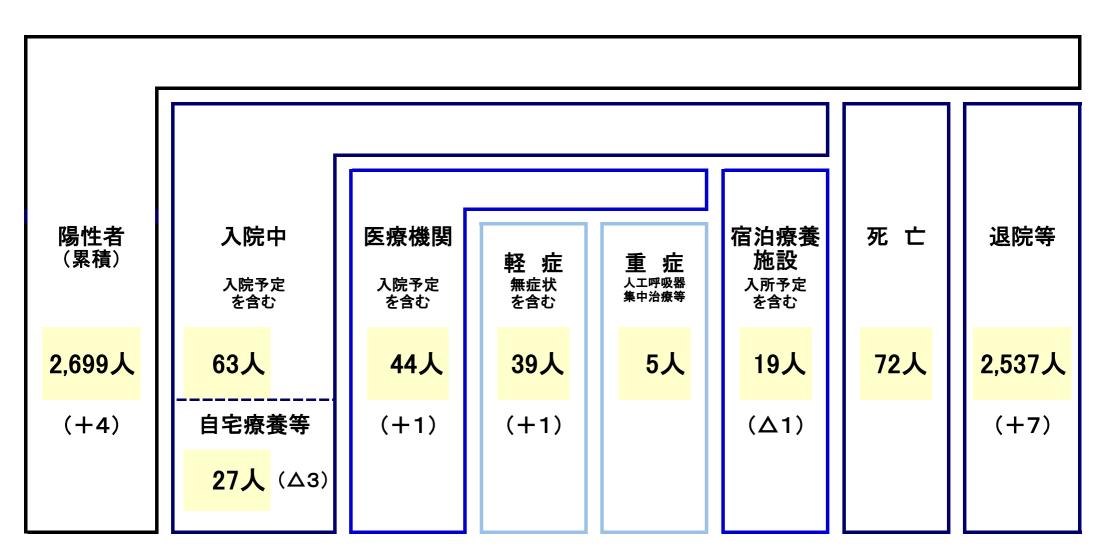
※上記の()内の検査数は、対応中の事例に関して昨日実施した検査並びに衛生環境研究所及び地域外来・検査センターで実施した検査の件数です。

	変異株PCR検査結果(県実施) ^{※1}				ゲノム解析結果(国実施)**2				【参 考】 変異株陽性	
	検査数	変異株陰 性	変異株 陽 性	判定不能	イギリス	南アフリカ	ブラジル	フィリピン	その他	事例数 (陽性者数計)
亦思姓烃本										250事例
変異株検査	821	206	599	16	51	0	0	0	0	(事例合計1282人(+1))

- ※1 変異株PCR検査は、新型コロナウイルスの陽性が確認された方の中から抽出して実施しています。
- ※2 ゲノム解析結果には、国立感染症研究所による解析で特定の変異株の特徴がみられたが確定には至らなかった件数も 含まれます。
- ※3 「判定不能」は、ウイルス量が少ない等の理由により、変異株であるかどうか判定ができなかった件数を示しています。

県内における新型コロナウイルス感染症患者の発生状況について

令和3年5月28日 9時現在



検 査 実 績 (管轄保健所別)

【R3.4.30現在】

保健所	市町	管内人口 (R元.10.1)	検査件数	陰 性	陽性	陽性率
四国中央	四国中央市	83,630	2,124	2,040	84	4.0%
西条	新居浜市、西条市	221,412	6,135	5,877	258	4.2%
今 治	今治市、上島町	158,547	6,413	6,250	163	2.5%
中予	伊予市、東温市、久万高原町、 松前町、砥部町	127,763	4,557	4,398	159	3.5%
八幡浜	八幡浜市、大洲市、西予市、 内子町、伊方町	133,353	5,749	5,648	101	1.8%
宇和島	宇和島市、松野町、鬼北町、 愛南町	104,966	4,237	4,118	119	2.8%
松山市	松山市	509,139	28,950	27,496	1,454	5.0%
計		1,338,810	58,165	55,827	2,338	4.0%

一斉検査	実施時期	検査件数	陰 性	陽性	陽性率
繁華街臨時PCR検査センター	3/30~4/9	1,151	1,139	12	1.0%
高齢者施設一斉検査	4/15~	4,254	4,249	5	0.1%

※先月の月末時点の検査実績(管轄保健所別)については、毎月下旬頃に更新する予定です。

「感染警戒期」 ~特別警戒期間~ 6月1日(火)~当面の間

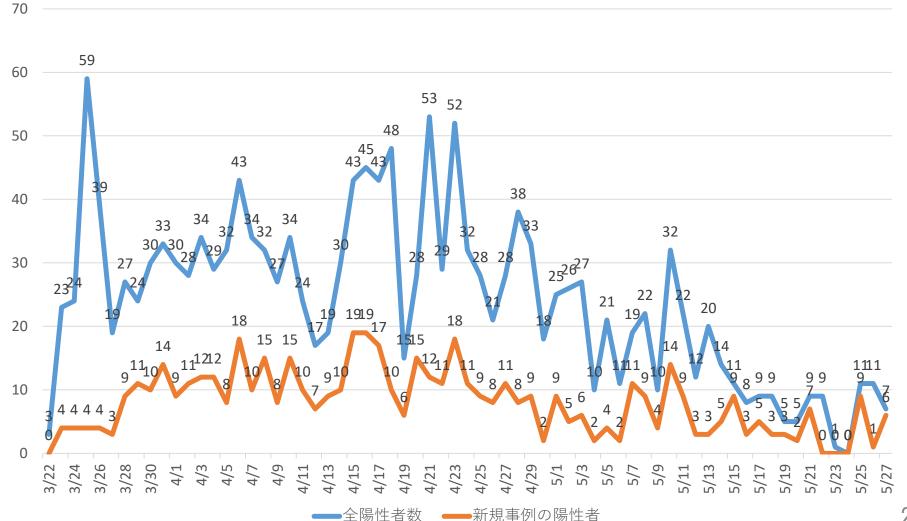
- ○県民や事業者の皆さんの協力と努力により、感染状況は落ち着き つつあります。
- ○ただし、医療負荷はピーク時より低下したものの未だ高い水準です。
- ○イギリス株による全国的な感染拡大で、感染の持ち込み・持ち帰り リスクは高い状態が続いています。インド株にも強い警戒が必要です。

引き続き、強い警戒を! 社会経済活動は徐々に再開

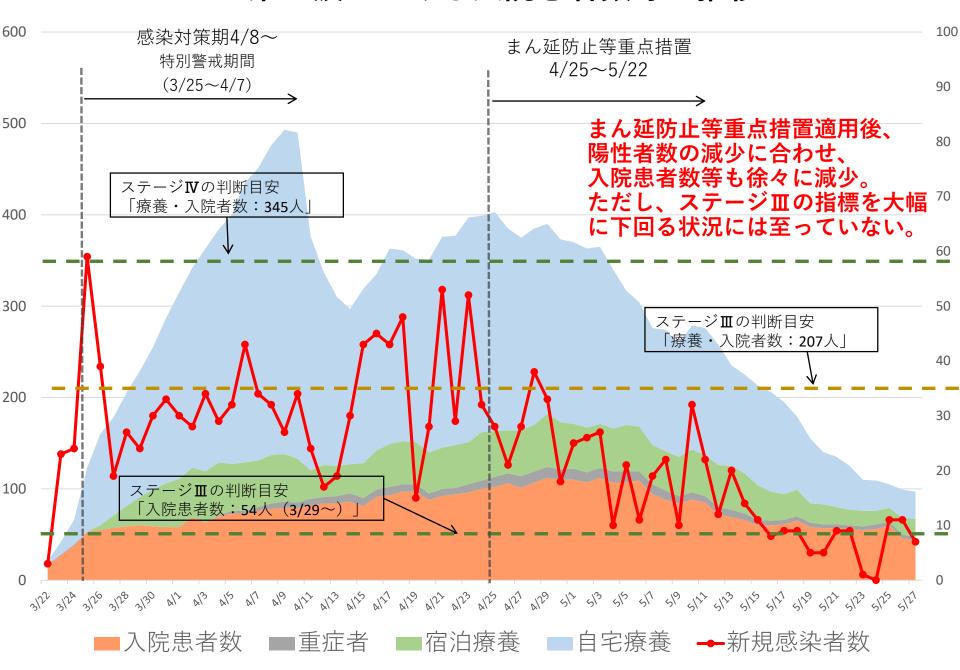
県下全域に広がっていた感染リスクは抑えられつつある

- ・陽性確認は下火になりつつも、感染リスクがゼロになったわけではない。
- ・全国的な感染拡大により、県外からの感染の持ち込み・持ち帰りリスクは増大。

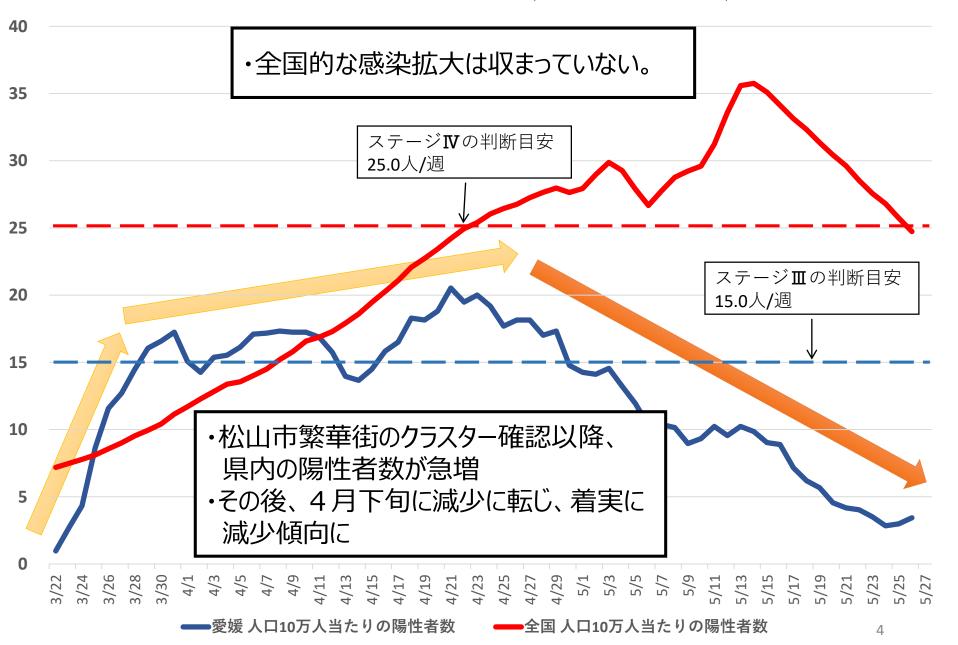
陽性者数の推移 (愛媛県)



第4波における入院患者数等の推移



全国と県内の陽性者数(直近1週間)推移



変更の主な内容

- 〇「外出を少なくとも5割削減」の目標は終了
 - <u>▶注意しながら日常生活を再開</u>
- 〇県外との不要不急の出張・往来自粛は継続
- 〇営業時間の短縮要請は終了

 - >「会食は4人以下」は当面2週間継続
- 〇県主催イベント、県管理施設は再開
- 〇学校の校外交流は県内から再開

「感染警戒期~特別警戒期間~」の要請内容等

1 %	3未言水粉· *1寸加言水粉	川町、一川の女明に1日台
項目	5月31日まで	6月1日~当面の間
対策期間	4/22(木)~5/31(月)	6/1(火)~当面の間
期間名称	「感染対策期」	「感染警戒期~特別警戒期間~」
要請· 協力依頼 内容	 ・営業時間の短縮要請に応じていない飲食店は利用しない。 ・不要不急の外出自粛 ・県外との不要不急の出張・往来自粛 ・県食の注意 ・路上、公園等における集団での飲酒の自粛 ・温泉やスポーツジム等の名称に関わらず、入浴設備等を備える施設の利用者は、感染防止対策を徹底 ・「5つの場面」の注意【法要請】 ・酒類を提供する飲食店への営業時間短縮の要請(協力金を含む)【法要請】 ・業種別ガイドラインの実践【法要請】 ・業種別ガイドラインの実践【法要請】 ・徹底した感染防止対策の実行【法要請】 ・徹底した感染防止対策の異行【法要請】 ・飲食店以外の施設への入場者の整理誘導等、営業時間の短縮の依頼【協力依頼】 医療・高齢者施設の面会制限 	 ・外出や人との接触、会合の機会を減らす ・県外との不要不急の出張・往来自粛 ・会食の注意 ・温泉やスポーツジム等の名称に関わらず、 入浴設備等を備える施設を利用する場合は、 混雑を避け、十分に注意して利用 ・「5つの場面」の注意 【法要請】 ・業種別ガイドラインの徹底【法要請】 ・職場内での徹底した感染防止対策の実行 【法要請】 ・飲食店や商業施設、イベント・催物等での 徹底した感染対策の実行【協力依頼】 継続
	学校活動の制限 ・身体接触を伴う活動等は行わない【全県】 ・学校活動全般で校外との交流を禁止【全県】 ・公式大会は、無観客での実施を主催者に要請 ・教員の見守り活動を強化【全県】	学校活動の制限 ・身体接触を伴う活動等は注意して実施 ・校外交流のうち、県内交流は注意して実施 県外交流はやむを得ないものを除き当面見送り 《部活動》 ・練習試合や合同練習は、県内校に限って実施 ・県内の公式大会は実施(主催者が観客制限) 全国大会等への県代表参加は例外的に認める
	県主催の集客イベントの延期・中止	感染防止対策を徹底して再開
	県管理施設の使用の制限	感染防止対策を徹底して再開 6

【県民の皆さんへの要請】

○外出や人との接触、会合の機会を減らす【変更】

(特措法第24条9項)

- →普段会わない人との長時間の接触や、不特定多数が集まる場所への外出等は極力避ける。
- →体調に異変を感じたら、外出や人との接触を避け、医療機関に 事前に相談の上、受診
- ▶家庭内に症状のある人が複数いる場合は、必ず早期の受診を促す。
- ▶基本的な感染対策の徹底(マスクは適切に着用(鼻出しマスクなど不完全な着用は効果なし)、手指消毒は極めて有効)
- ▶「3密」だけでなく一つひとつの「密(密閉・密集・密接)」を避ける。

○県外との不要不急の出張や往来の自粛【継続】

(特措法第24条9項)

- →やむを得ない往来や出張時は、訪問先自治体の注意事項に 従うなど、感染回避行動を徹底
 - ➤帰県後2週間は体調管理に留意し、感染リスクの高い行動を した人は、外出を控え、人と会わない
 - →県外の家族や親族、友人、取引先等に対して、来県・帰県を 控えるよう呼びかけ

- ○会食の注意【当面継続】(特措法第24条第9項)
 - ➤会食は4人以下で、長時間を避ける(概ね2時間以内)。 ※当面、6月14日(月)までの2週間。感染状況を踏まえ、段階的に緩和。
 - ➤毎日顔を合わせ、感染リスクの高い行動のない人と。 ※当面の間。感染状況を踏まえ、段階的に緩和。
 - ➤不特定多数が集まる会食パーティーや、飲食店でのイベント等は開催しない。参加しない。

■会食に関するチェックポイント■

- ①店側の感染対策ができていることを確認 座席の間隔の確保、従業員のマスク着用、消毒液の設置、換気の徹底
- ②参加者の2週間以内の行動歴を確認 「深夜に及ぶ繁華街での飲食をはじめ5つの場面に該当する感染リスクの 高い行動」がないこと
- ③当日の体調不良者がいないことを確認

会食の注意の段階的緩和(イメージ)

人数	対象者	時間等
4人以下(当面2週間)	毎日顔を合わせ、 感染リスクの高い 行動のない人と	・概ね2時間以内 ・感染対策が徹底 されている店を 利用
10人以下	毎日顔を合わせ、 感染リスクの高い 行動のない人と	・概ね2時間以内 ・感染対策が徹底 されている店を 利用
20人以下	感染拡大地域との 往来等感染リスクの 高い行動のない人と	・長時間を避けて ・感染対策が徹底 されている店を 利用

- ○温泉やスポーツジム等の名称に関わらず、入浴設備等を 備える施設を利用する場合は、混雑を避け、十分に注意 して利用【継続】(特措法第24条第9項)
- ○感染リスクが高まる「5つの場面」に十分注意【継続】
 - ※「5つの場面」

(特措法第24条第9項)

- ①飲酒を伴う懇親会等
- ②大人数や長時間におよぶ飲食
- ③マスクなしでの会話
- ④狭い空間での共同生活
- ⑤居場所の切り替わり

【事業者の皆さんへの要請】(特措法第24条第9項)

- ○業種別ガイドラインの実践【継続】
- ○職場内での徹底した感染防止対策の実行【継続】
 - ➤職場での飲み会は、普段顔を会わせている人と4人以下で、 長時間を避ける(概ね2時間以内)
 - <u>※当面、6月14日(月)までの2週間。</u>感染状況を踏まえ、段階的に緩和。
 - >テレワーク、時差出勤の利用促進
 - →日常の執務室だけでなく、更衣室・休憩室等も含めた職場内の 感染拡大防止対策の徹底
 - ⇒毎日の検温と報告など、従業員の体調確認の徹底。休暇取得の推奨
 - →職場内に症状のある人が複数いる場合は必ず早期の受診を促す。
 - ➤県外への出張は、ウェブの活用などで代替。 真に必要な出張の場合は、感染回避行動を徹底させ、 帰県後2週間は、体調管理に十分注意させる。

- ○飲食店や商業施設、イベント・催物等の徹底した感染 対策の実行(業務の特性等を踏まえ)【継続】(協力依頼)
 - ▶入場者が密にならないような整理誘導
 - ➤発熱等有症状者の入場を避けるための措置
 - →手指の消毒設備の設置と、利用者等への呼びかけ
 - ▶入場者へマスクの着用徹底等の呼びかけ
 - ➤マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止 (すでに入場している者の退場も含む)
 - →会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底など)
 - ≻従業員への検査勧奨

イベント等の取扱い(詳細)

【県の取扱い】

【イベント関係】

○感染防止対策を徹底して「再開」(県主催イベント)【変更】

【県管理施設関係】

- ○県管理施設は<u>感染防止対策を徹底して「再開」</u>【変更】 【感染防止対策】
 - ・施設の規模や条件に応じた感染防止対策の徹底
 - ・感染拡大地域からの来訪者等に対しては、施設利用を控えるよう協力依頼 (告知文の掲示、施設ホームページへの掲載による周知等)
- ○県管理施設の**貸館利用は以下を条件に「利用を許可」**

【変更】

- ・ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底
- ・イベント参加者全員の把握と、陽性者が発生した場合の連絡先の把握
- ・えひめコロナお知らせネットの活用徹底

学校活動の制限等

【学校関係】

教育活動全般【変更】

- ○身体接触を伴う活動等は「注意して実施」
- ○校外との交流活動については
 - ·県内交流は、「注意して実施」
 - ・県外交流は、やむを得ないものを除き「当面見送り」

《部活動》

- ○練習試合や合同練習は「県内校に限って実施」
- ○公式大会については
 - ・<mark>県内大会は「実施」</mark>(必要に応じ、主催者が観客を制限)
 - ・全国大会等への県代表としての参加は例外的に認める

感染拡大を防ぐための集中的な検査の実施

○松山市繁華街での感染の早期探知

「新型コロナ・モニタリングキット配布ステーション」の開設

⇒対象者 <u>松山市繁華街</u>の「接待を伴う飲食店」や「深夜営業のバー」の

従業員 (アルバイトを含む) のうち無症状の方

※キャバクラ、ホストクラブ、ラウンジ、スナック、バー、ガールズバーなど

➤開設期間 配布(5月24日~26日)、回収(5月25日~28日)

※6月中旬に第2回目を実施予定

安心して飲食店を利用できる環境整備の推進

○愛顔の安心飲食店認証制度

⇒対象者等 県内に所在する飲食店(食堂、レストラン、喫茶店、居酒屋等)
県作成のチェックリスト全項目について適切な対策を実施

 認証手続の流れ

 STEP①

 STEP②

 申請書類の提出
 県の実地調査
 認証書等の交付

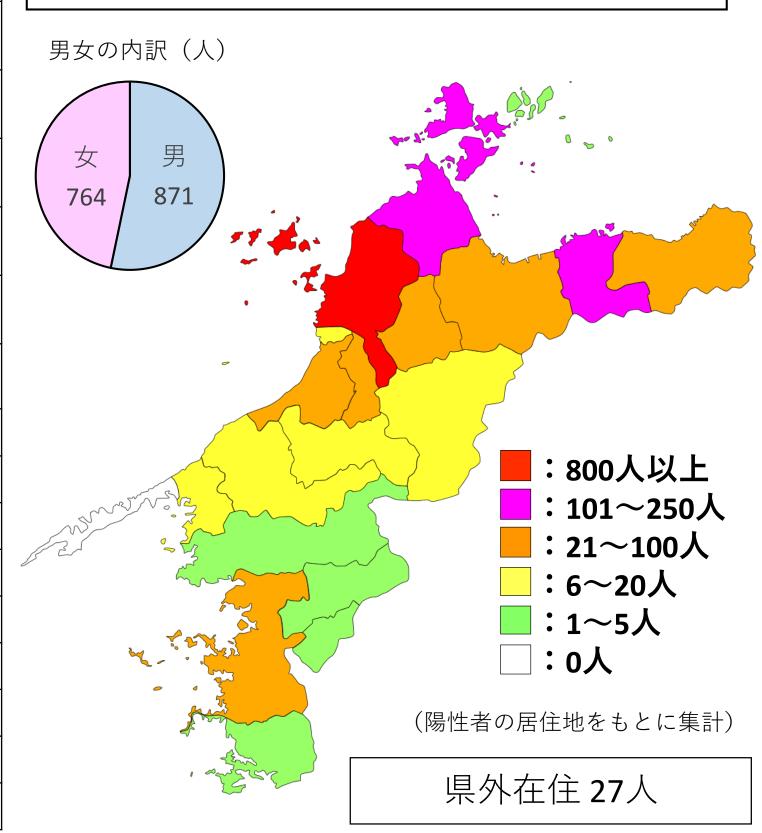
利用者の評価システム(質の確保・向上)

- ・利用者は二次元コードを 読み込み、取組状況を評価
- ・県は利用者の評価を把握し、 必要に応じて抜き打ち調査

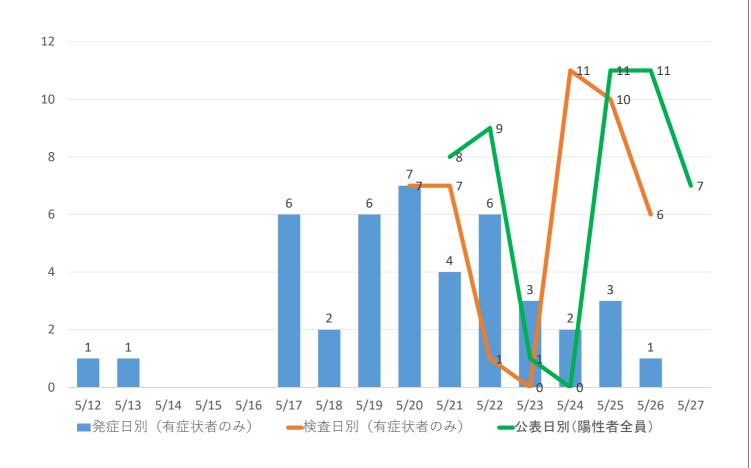
3月以降の市町別陽性者の状況(5月27日時点)

陽性者数	市町名
846人	松山市 ※12件のクラスターを含む
227人	新居浜市 ※4件のクラスターを含む
154人	今治市 ※2件のクラスターを含む
92人	宇和島市 ※1件のクラスターを含む
72人	東温市 ※1件のクラスターを含む
67人	西条市 ※2件のクラスターを含む
39人	四国中央市 ※1件のクラスターを含む
各23人	伊予市、砥部町
14人	松前町
12人	大洲市
7人	八幡浜市
各6人	内子町、久万高原町
各5人	西予市、上島町
各4人	鬼北町、松野町
2人	愛南町
0人	伊方町

· 愛媛県: 1635人(5/27:24時時点)



発症日・検査日・公表日別陽性者数(5月21日~5月27日公表分)



発症日・検査日・公表日別陽性者数(4月30日~5月27日公表分)

